

日頃より当会の活動を応援していただきありがとうございます。

このたび、鎌倉市図書館創立 100 周年を機に、鎌倉市図書館に関する基金条例の策定を提案したいと考えています。

例会等で、数度にわたって基金創設の要望についての話し合いをもち、その結果、当会々員はじめ、会報を読んでくださっている皆様にこの構想をお知らせし、多くのお知恵をいただこうとの気持ちが始まりました。今までの経緯と趣旨をお読みいただき、皆さまのご意見をお寄せいただきたいと思います。

図書館資料の充実のための基金条例策定について

なぜ今、基金条例？

当会は過去数度にわたって市長および教育長に要望書を提出しています。その要望内容の殆どが、司書及び学校司書の補充あるいは配置に関するものでした。図書館の専門的業務を支える司書の確保が図書館政策の第一の要と考えるためです。退職者があっても無補充のまま 10 数年も放置され高齢化が進む一方だった当市の状況に、これでは図書館業務の質と量が継続的に引継がれることは困難、との危惧を感じての待ったなしの要望書提出でした。

その後、少しずつ職員の年齢構成が是正されましたが、本年度、ようやく新人職員が図書館に配置され、「司書資格をぜひ取りたい」とのフレッシュな声を頼もしく感じ、ぜひ応援したいと思っています。良い図書館作りはまず「人」＝「熱意ある職員」の確保から、との願いがようやくその一歩を踏み出した今、次は「資料」確保の道筋を考えていきたいとの思いが募ってきました。

図書館資料の現状は・・・

資料が図書館の生命線であることについては、どなたも異論はないと思います。しかし、年間約 8 万冊の書籍が出版される上に、新聞、雑誌、視聴覚資料等を含めると、図書館が購入を検討しなければならない該当資料は膨大な数にのぼります。司書は、その中から鎌倉市図書館の資料として何を購入するべきか、限られた予算を勘案しながら的確な選定をしなければなりません。日々のカウンター業務や出張サービスを通して地域の利用者と接し、長年の経験と研修に裏打ちされた司書がいるからこそ資料費（税金）が無駄に遣われることはないと信頼していますが、毎年のように行われる厳しいシーリングの中、鎌倉市に関する資料を網羅的に収集するには絶望的な状況と考えざるを得ません。

以前、国立国会図書館を見学しました。納本制度に支えられ、3600 万点もの資料を有する国立の図書館は、貴重資料の保存体制が自治体の図書館とは比べ物にならないほど十全に整備され、蔵書の電子化についても本年度は 127 億円もの予算がつき、そのスピードは格段に増したと聞きます。図書館を案内してくれた職員に国会図書館の課題点、不安材料は何かを尋ねたところ、「納本制度があるから出版流通にのっている資料を網羅的に集めることは可能。けれども、地域の図書館が独自で調査作成した資料、地域で自費出版された資料などは収集がとても困難。地域

資料については各自治体図書館で丁寧に収集し保存してほしい。」

との言葉が返ってきました。

また、ある博物館を訪ねたときには、「過去に収集保存していた貴重資料が、時の権力者が変わることによって散逸してしまい、現在にいたっては殆ど手元に残っていない。あるのは分散した資料を各地の所蔵館にお願いして複製させてもらったものが殆ど。たまに当館所蔵だった資料が古書店に入ったという情報を得ても、こちらに予算がないことを見透かされて現物を目にすることも叶わない。」と嘆く学芸員の声の聞きました。

TOTOMO にできることは・・・

児童対象から一般向きまで、書籍をはじめとするあらゆる鎌倉関連資料を網羅的に集めるためには、まずは地元の本屋さん、出版社、蔵書家の皆様にも協力をお願いしなければならないと思いますが、一方で資料購入予算が飛躍的に伸びる可能性は低いでしょう。新刊はもちろんのこと、鎌倉の研究のためには古書店からの資料購入も見逃せません。古文書、稀こう本、古絵葉書、古写真・・・ 時代を遡る資料ほど、いつでもどこでも簡単に購入できるというわけにはいかず、機会を逃さず、めぐり合ったときに手に入れなくてはならない一期一会の資料といえます。

では大切な資料の数々を収集保存するために小さな NPO に過ぎない当会に何ができるでしょうか？

例えば、他の自治体では・・・

調べてみると、全国には図書館の振興のための基金条例をもつ自治体がすでに十数団体あることがわかりました。また、かねてより自治体に使い道を指定して寄付をする制度はありましたが、数年前に税制改正が行われ「ふるさと納税制度」の導入によって、寄附行為のハードルが下げられ、かつては 10 万円以上でなければ所得税、住民税からの税控除は認められなかったものが 5 千円以上の寄附で控除の対象になることとなりました。

しかし、この制度は、指定したい寄附先がある場合、民意がきちんと反映される仕組みとはいえません。たとえば図書館への寄附と指定しても寄付金は直接図書館予算に反映されるわけではなく、その年度の一般歳入に組み入れられ、次年度以降の予算の中でその取り扱いが決めることとなります。その上、そのとき寄附した全額が図書館に入るかどうかはわかりませんし、仮に全て図書館のために使われるとしても、図書館予算が前年度予算額からその分減らされ、結局は同額予算に据え置かれるという可能性もあるのです。これでは、資料のさらなる拡充のために、との寄附者の意向は反映されません。

したがって寄附を受けた図書館では、寄附された年度内にその金額に相当する資料名を示し、現物資料を寄贈してもらうという方法をとることが多いとききます。しかし、それでは金額の多寡に左右され、たまたまその時期に購入できる資料に限定されてしまいます。

私たちの考える図書館基金条例とは・・・

鎌倉関係資料は網羅的に鎌倉で収集し市民の要求に応じてほしい、との寄付者の思いを図書館が万全に活かす方法はないものか？ 熟考の結果行き着いた方法が、市に図書館資料の充実のための基金創設を要望することでした。指定された寄付金は図書館基金にいて積み立てられ、年度に関係なく、本当に必要なときに必要な金額だけそこから使用できるようにすることが可能です。

勿論使用するときには選書委員会等きちんと資料内容を審査する仕組みも必要でしょう。

鎌倉関連資料を充実させるための基金条例が創設されることで、金銭面で図書館を応援する公的な受け入れ先が明確になります。同時に、税控除のメリットもあります。図書館を大切に思い、資料収集の側面で図書館を応援したい市民にとって、これはかなり有効な手法だと思われます。

鎌倉図書館 100 周年に向けて・・・

来年は、明治 44 (1911) 年に創立した鎌倉の図書館にとって、100 周年を迎える大切な年です。百年に一度の記念すべきこの年に、鎌倉の文化資産を後世に繋ぐ施策を何とか行って欲しいと思いませんか？ 鎌倉に関わる資料を充実させるための基金条例をつくることは、たとえ予算が逼迫していても、真摯な熱意さえあれば十分に可能な施策だと考えます。

そして、この基金条例ができた暁には、当会としては、その広報につとめ、図書館とともに一人でも多くの皆様に寄付を呼びかけていきたいと考えます。勿論、そのためには図書館だけでなく図書館友の会としての TOTOMO の活動のあり方や誠意も問われることと思います。信頼をいただけるよう、これまで以上に心して会の運営に努めなければならないと思っています。

以上、「図書館資料の充実のための基金条例策定について」例会等で話しあった内容です。皆様からの忌憚のないご意見を、一同、心よりお待ちしております。どうぞ宜しくお願い致します。

阿曾千代子

図書館費等の経年変化

2010.9作成

年 度	2001 (13)	2002 (14)	2003 (15)	2004 (16)	2005 (17)	2006 (18)	2007 (19)	2008 (20)	2009 (21)	2010 (22)
人 口	167,082	167,683	169,168	170,809	172,039	172,970	173,535	173,946	174,456	—
一般会計	522億 820万	532億4800万	542億 500万	585億8000万	535億8600万	543億3800万	549億4100万	558億8300万	560億 300万	579億2300万
教育費	59億5876万	61億2957万	58億7313万	56億2807万	52億1113万	50億3389万	57億1263万	59億2411万	65億 280万	69億4343万
図書館費	1億8439万	1億8048万	1億6277万	1億4748万	1億4797万	1億5286万	1億9072万	1億5423万	1億4919万	1億5006万
資料購入費	4295万	4295万	3306万	3587万	3566万	3740万	3872万	4062万	4012万	3700万
報酬(嘱託員給料等)	4489万	4923万	4363万	4578万	4678万	4778万	4718万	4718万	4718万	4598万
一般会計に図書館費が占める割合	0.35%	0.34%	0.30%	0.25%	0.28%	0.28%	0.35%	0.28%	0.27%	0.26%
教育費に図書館費が占める割合	0.03%	0.02%	0.02%	0.02%	0.03%	0.03%	0.03%	0.03%	0.02%	0.02%
貸出点数(個人利用者のみ)	1,144,850	1,164,352	1,159,828	1,241,035	1,225,074	1,234,275	1,240,927	1,308,054	1,523,736	—
蔵書点数	494,688	513,758	509,866	523,732	535,138	545,233	556,756	572,135	595,264	—
開館日数	1,698	1,696	1,663	1,719	1,699	1,698	1,690	1,687	1,658	—
職員数	30	28	28	27	27	25	25	24	24	24
市民一人当たりの貸出点数	6.9	6.9	6.9	7.3	7.1	7.1	7.2	7.5	8.7	—
市民一人当たりの資料費(円)	257	256	195	210	207	216	223	234	233	—
市民一人当たりの図書館費(経常費)	1,104	1,076	962	863	860	883	1,099	886	856	—
図書館の還元益⇒行政効果 ※1	16億 4737万	16億 8248万 3200	16億 9295万 4800	18億 3817万 6000	18億 1214万 8400	18億 2198万	17億 9476万 3200	19億 3865万 6400	22億 8878万 7600	—
実質行政効果 ※2	8.9倍	9.3倍	10.4倍	12.4倍	12.2倍	11.9倍	9.4倍	12.5倍	15.3倍	—
備 考							エレベーター設置 (3900万含)			

注1：一般会計、教育費、図書館費、資料購入費、報酬それぞれの予算額は1万未満を切捨てとする。

注2：職員の給料、職員手当(含む退職金、年金等)は図書館費に含まれない。

注3：嘱託員の給料は図書館費(報酬)に含まれるが、その勤務形態は年度によって異なるため人数は示さない。

注4：貸出点数の中に、館内閲覧点数は含まれない。

注5：記載の項目・数値等は、鎌倉市図書館事業年次報告書及び読書相談を参考とする。

注6：開館日数は5館の延べ開館日数を示す。

※1 貸出された資料を利用者が自費で購入した場合の金額から図書館費をひいたもの。資料平均単価を1,600円とする。

※2 ※1÷図書館費

<平成19年度実績を例として>

図書館運営のために、住民は一人当たり 1,099円 を支出しており、その内 223円 が資料費です。19年度の貸し出し点数から計算すると、鎌倉市民は、一人当たり 11,520円 (平均単価 1,600円×7.2冊) の利益を得たことになります。また、図書館の純利益は17億9476万3200円にのぼり、図書館の実質行政効果は9.4倍であり、1年の開館日数は1館平均で338日にのぼります。

鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準

○鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準

平成23年11月16日
市長決裁

(趣旨)

- 1 この基準は、鎌倉市図書館振興基金条例（平成23年10月20日条例第13号以下「条例」という。）を運用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(鎌倉市図書館協議会への諮問)

- 2 条例第1条の趣旨にのっとり、本基金を本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実その他の図書館事業の振興を図るための財源に充てる際には、その内容が当該趣旨に適合するものかについて、中央図書館長からの諮問により、鎌倉市図書館協議会（以下「協議会」という。）において審議するものとする。

(基金処分の決定)

- 3 市長は、本基金の処分を決定する際には、前項の規定による協議会の審議結果を尊重するものとする。

(この条例の用語の解釈)

- 4 この条例において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「貴重な図書館資料」 備品として収集される次に掲げる資料とする。

- ア 鎌倉を主題とした古絵図、古地図、錦絵等の古典籍類
- イ 鎌倉在住の著名人の蔵書や著名入りの著書等
- ウ 鎌倉を主題とした近現代を知るための紙資料等
- エ 鎌倉の近現代の古写真等
- オ 鎌倉を主題とした近現代の視聴覚資料等
- カ その他鎌倉ゆかりの図書資料等

(2) 「その他の図書館事業の振興を図るための財源」 条例第1条の前段に示される「本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実」を趣旨とする図書館振興を図るための財源とする。

付則

この運用基準は、平成23年11月16日から施行する。

鎌倉市条例第13号

鎌倉市図書館振興基金条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実その他の図書館事業（以下「事業」という。）の振興を図るための財源に充てるため、鎌倉市図書館振興基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金への積立金は、事業に賛同して寄せられた寄附金その他の収入金をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号 鎌倉市図書館振興基金条例

附帯意見

本条例の制定に当たり、同基金を運用する際には、この条例の意図する本市の貴重な郷土資料の収集、保存・保管等の充実という目的にかなうものであることを明確にし、適正に運用すべきである。

条例の施行に当っては、必要な事項を明確にし、別に定めるべきである。

更に、図書館事業は行政の予算によって実施していくことが原則であり、同基金を市民の寄付金のみで運用していくことには限界がある。

今後、寄付金の推移を見ながら将来的には一般財源からの繰り入れを視野に入れた検討をすべきである。

以上を意見として付するものであります。

※平成23年9月定例会 9月30日委員長報告として読み上げられたものを鎌倉市議会インターネット中継より確認しました。